

# ある専門訳書における 「擬人法への蹉跌」

ディディエ・ドマジエール著，都留民子訳『失業の社会学』  
(法律文化社，2002年2月刊)によせて

長部 重康

---

はじめに

原著の紹介

翻訳への疑念

誤訳さまざま

迷訳、不適訳はつきず

驚きの杜撰さ

結 び

## はじめに

グローバル化の時代を迎えて異文化間交流はますます拡大し、さまざまな学問領域で国際比較研究の重要性が高まってきた。これへの深刻な障害を生む要因の一つが、専門書での誤訳の多さではあるまいか。本稿は一例として、ある仏語専門訳書を批評したものである。本誌編集部依頼で書評を引き受けたものの、あまりに難解な訳文を前に音を上げてしまい原文に当たってみた。「誤訳迷訳欠陥翻訳」（後述の別宮著書名）の余りの多さに驚かされた。結局は、原著の詳しい紹介や問題点の踏み込んだ指摘にまでいたれず、訳者による「擬人法への蹉跌」や「抽象化への拒否反応」、専門知識の問題、テキストクリティークの意味などを巡って、翻訳批判に終始せざるをえなくなった。通例の書評を大きく超えてしまい編集部にはご迷惑をおかけしたが、著者の「人権」あるいは「著作権」の救済を願って、「読書ノート」としての掲載をお願いした。

本誌1995年12月号（445号）でフランス労働運動論の書評を依頼された際に、フランス語著作に関する著者の誤読を指摘せざるを得なかった。そして今回である。もとより訳者個人や出版社の非難を意図したのではなく、個別翻訳批判を超えて、フランス経済の特質や国際比較の方法、翻訳論にまで踏み込んで論じたつもりである。以下に書評を掲載させて頂くが、その末尾には、評者のいつわらざる気持ちをこう記した。「貴重な紙面を承知の上で、また他者から恨まれる苦痛を忍んで、あえて翻訳批判をすすめるようとしたのは、なにより異国にある著者の無念（事実を知ったら、きっと）を想い、読者の犠牲（1冊2600円ゆえに、きっと）をこれ以上増やさせまいと願い、また国際比較研究に不可欠な専門訳書の質の確保に資したいと期したからである」（2003年5月）。

## 原著の紹介

世界経済は現在、不安定な状況にあり、ふたたび失業が増大しつつある。統一以来、構造不況が長引くドイツとは対照的に、フランスは1997年以降少なくとも2001年前半までは、良好な経済パフォーマンスを享受しスペインに次ぐ雇用創出を達成できた。だが失業率はなお高く、社会保障負担が重い国であるという事実に、変わりはない。とりわけ「ミッテランの実験」が失敗して失業急騰に見舞われた1980年代以降、さまざまな形で失業対策や雇用政策が実施されてきた。功罪はともかく、早期退職制や週35時間労働制など「独創的」な政策を世界に先駆けて導入する一方で、「社会的排除」や「新しい貧困」などの問題への取り組みにも力を注いできた。社会倫理的価値を重視する政策展開や失業者運動の誕生などには、いかにもフランス的独自さを感じられる。

Didier Demazière (1996), *La Sociologie du chômage*, La Découverte が都留民子訳の原著であり、指導的な若手労働社会学者による、フランスの特色ある体験についての簡潔な総括といえる。ルペール叢書 La collection 《Repères》の一巻をなすが、水準の高いアクチュアルな概説新書として名高い。本書の出版以降続いたフランスでの好況と雇用創出とについては、訳者の求めに応じて長文の補論が寄せられ、巻末に訳出された。原文は126頁、訳書は220頁（うち補論が20頁）である。

著者は「序文」において、失業者であるとは何か、を以下のように定義することから出発する。

(1) (拙訳による。主要引用箇所は段落を変えて冒頭に通し番号を付し、必要に応じて原文を( )で加える。傍点は評者による強調であり、原文の括弧つき強調は『 』で、評者による補筆は[ ]でそれぞれ示す)「社会学者にとって、失業者であるとはたんに職を奪われている状態ではない。それはまた、失業者として認知されることであり、正当に職を要求できることであり、ひとつの社会的範疇に帰属することでもある」(原典頁数をこう記す、仏3)。都留訳を掲げよう(訳書は斜字体で表記し、傍点は評者による)。「社会学者にとっては、失業とは単に雇用の剥奪ではない。それは、雇用剥奪が『失業』として認可されることであり、雇用に剥奪された人々が雇用に正当に要求できるようになったことである。すなわち失業が社会的に合意された事由になることである」(訳書頁数をこう記す、訳1)。そして、

(2)「失業とは、客観的な社会条件(職を奪われる)によってのみ定義されるのではなく、主観的な境遇(人それぞれ生き方は異なる)であり、世間で認められた地位(制度と法とで縁取られる)でもある。失業者たることは、それ自体で自明な状態なのではなく、多くの差別的な(discriminants)社会経済のメカニズム、個々人の要求、そして諸制度の論理との間での弁証法を前提とする、ひとつの状況なのである」(仏4)とする。「再度述べるが、失業は、『雇用の剥奪』という客観的状況からのみ定義されるものでなく、『個々人によって異なる失業生活』という個別的事情を含みながら、『制度・規則などで支援される』、社会によって認められた地位でもある。失業者であるということは、雇用剥奪からのみ決定された状況ではなく、独自の社会経済的メカニズム、個別的な要求そして制度的ロジックによる弁証法的な状況なのである」(訳2)。

(3)「この重層的な結びつきは、失業を法的な地位、行政行為の対象、統計調査が示す規模、内面的な体験、社会的表現等として順次考察する、との多面的な方法で分析しうる」とし、本書の目的は「これまで蓄積された知見の一覧表を作成し(dresser l'état)、争点を特定し、残された多

くの問題を明確にすること」(仏4)とした。「諸要素を結節させるために、失業については法的地位や行政の援助対象、統計数値、私的な経験、社会的表象などから交互に考察でき、したがって多様な方法で分析できる。」「従来の社会学調査・研究において蓄積されてきた知見をたどり、論争点を確認し、そして残されている多くの諸課題・問題を明らかにすること」(訳2)。

本書は全5章から成る。第1章「失業 - 不確かな範疇」(失業 - 議論のある概念)では、

(4)「失業の法的範疇の推移を、20世紀前半におけるその誕生から、法規定の進展、そして現代におけるその亀裂と再編とに至るまでを跡づける」(仏4)。「失業の法的概念は20世紀前半に生じ、その法体系化は進み、今日的概念に到達した」(訳3)。

第2章「失業を算出し、境界を定める」(失業の算定と輪郭)では、

(5)「近年失業形態が変化し、失業の伝統的な社会的意味 (signification sociale) が問い直され、同時に、経済成長期の遺産たる統計的社会的範疇が脆弱化するにいたった」(仏4)。「最近の失業形態の変化によって、失業の伝統的な概念が問題視され、同時に経済成長期から引き継いできた統計的社会的カテゴリーについての有効性も問う」(訳3)、という事実が明らかにされる。

第3章「失業から抜け出す」(失業からの退出)は、失業と雇用との関係に焦点をあてる。

(6)「就業能力」(employabilité)、つまり「職を獲得しうる能力」(仏46)の測定とその社会的形成が検討される。記書では、「雇用確保力」、「雇用確保を可能とする力」(訳64)とされる。

第4章「失業対策のパラドックス」(同)では、失業対策を雇用政策の展開のなかに位置づける。雇用対策を、職業訓練(記書では職業養成実習)、民間部門(商業セクター)の雇用、非民間部門(非商業セクター)の雇用と、3部門に分けて分析し、政策の力点が伝統的な職業紹介から特定集団の社会参入対策へと、すなわち就業能力の向上へと移った事実が、その政策評価と問題点にまで言及されつつ、明らかにされる。

第5章「失業のなかで生きて、生き抜く」(失業の中で生きる)は、失業者に対する多くの社会学調査を俯瞰し、地位を失い社会の敗残者となり激しい恥辱を感じているひとびとの姿を捉える。個々の失業体験の違いが激しく、失業者運動など集団的な発言や連帯は弱まっていく。

「結論」において著者は、失業の「全体化」(globalité)、「全体にかかわる事態」という根本的变化を強調し、社会学の研究がこれに応えようとしている現状にエールを送る。

(7)「失業はもはや、非自発的で一時的な雇用喪失、というモデル通りには作動しない」(仏114)。「もはや失業は個人においても予測不可能な、通過的な雇用の剥奪ではない」(訳161)それゆえ「失業を、堅く安定した中核と、ますます曖昧化し不安定化する周辺との間で引き裂かれた不確かな範疇とみなすことが、労働の危機でありまた失業の危機でもある、雇用の危機を明確にするひとつの方法である。いまや社会学の研究課題はかつてないほど (plus que jamais)、失業を生み出し変容させるメカニズムを説明し、失業とは何か今後どうなるのかという問いに答えるものである」(仏115)。「失業を安定した堅い核とますます曖昧で不安定になっている輪郭をとともなった事態と考えることによって、雇用の危機という状況は明らかにされるだろう。本書ですでに述べたように、雇用の危機は労働の危機、そして失業の危機でもある。社会学の研究プログラムは従来の研究とは異なり、失業概念の構築と変容のメカニズムを解明し解説すること、失業とは何か、それはどうなるのか、という疑問に答えなければならないのである」(訳162~163)。

## 翻訳への疑念

さて都留民子訳である。冒頭の「翻訳・刊行にあたって」という大仰な標題をもつ、10頁にわたる注付き解題が、訳業誕生の事情をこう明かす。「日本の貧困や社会保障制度の研究の参照事例として、この10年余フランス研究に携わってきた」訳者は、半年間のフランス滞在時に、著者に対し「本書に基づいたレクチャーを願い、特別に時間を設けていただいた。」「質疑応答は時には数時間にもおよ」び、「『予習 ...質問とその意図をEメールで送付』、『復習 回答・説明をメールで再確認』が必要不可欠であった」と猛勉強ぶりを振り返る。この特別な師弟関係を酌んで、著者は「日本の読者には不案内な部分を訂正してください...、訳者の若干の加筆、削除も了承され、... <補論>も執筆して下さった」由である。訳出に当たってはとくに、「類語やそれが使用される具体的なシーン、またフランス人特有の表現方法について」、司書である友人に「説明」してもらい、パリで知り合った大阪の某経済学部教授氏からは、「『ややこしい文章なら任せろ』との頼もしい言葉に甘えて、援助を請うた」という。本書の理解と訳出への、訳者の揺るがぬ自信が窺えよう。

だが...、悲しいかな、これまでの訳文比較からも推察いただけようが、都留訳とは「誤訳迷訳欠陥翻訳」の宝庫といわざるを得ない。(1)「失業者」が「失業」にされ(再出時は、勝手に括弧つき強調形)、(2)「差別的」が「独自の」へ化ける。こうした単純なミス(多発ゆえに確信?)から始まり、(1)「雇用剥奪が『失業』として認可される」や、(2)「弁証法的な状況」など意味不明文が続出し、(2)「社会的範疇に帰属する」が「社会的に合意された事由になる」へ変身し、(3)「分析しうる」の目的語が「結びつき」でなく「失業」と誤読される。(3)「一覧表を作成」は「たどり」へと削ぎ落とされ、(4)「現代における...亀裂と再編にいたる...範疇」は「今日的概念に到達した」に「変換」される。(1)の構文は not only, but also だが、無視された気配濃厚である。前段と後段とがコロんで分断され、係りがみえなかった?

著者はコーダ(巻末)で、(7)「いまや社会学の研究課題はかつてないほど、失業を生み出し変容させるメカニズムを説明し、失業とは何か今後どうなるのか、という問いに答えるものである」と、仲間への共感や誇りをこめて筆を擱く。だが訳者は、「従来の研究とは異なり、失業概念の構築と変容のメカニズムを解明し解説すること、失業とは何か、それはどうなるのか、という疑問に答えなければならない」などと、偉そうな注注文に変えてしまう。ここは être de + 不定詞構文だが、be to do のような義務や命令の意はない。「失業」は「失業概念」に換えられ、「こと」の体言止めは不明、「いまやかつてないほど」の構文は無視され、「従来の研究とは異なり」は勝手な挿入である。著者との猛勉強の成果は、どこに消えてしまったのだろう。

ドマジエール(Demazière、訳者はドマジエールと音訳)氏の労作は、評者の簡単な紹介から推察いただけようが、鋭い指摘に満ち、論旨は明快、文章は論理的、緊密であり、擬人法やアナロジーを駆使した文体は、フランス的エスプリと端正な美さえたてている。手の込んだ文学作品などと比べて、手続きさえ踏めば翻訳し易いといえる。評者には、本書の踏み込んだ内容紹介や、ありべき鋭い論点の指摘などが期待されたいよう。ちなみに訳者解題は本書で注目すべき点を、大量失業時代の到来、失業概念の曖昧化、雇用対策の多様化、失業運動と4つ挙げる。だが訳書を前に評者は、義務遂行にたじろがざるをえなかった。雲に隠れた富士山の、晴れし日の勇姿を宣伝す

るガイドになるべきか…。だがその前に、「誤訳迷訳欠陥翻訳」という雲の覆いを指摘することこそ、読者と、とくに著者への義務ではないのか…。もちろん、その運命を呪いつつだが！

すべてを原文と対照する気力はとてもない。それでも恣意的批判は避けるべく、序文と第1章、それに第2章の初めまでは全文をたどり、残りは編別紹介の際に目に入ったところなどを検討した。原文が入手不能な補論(20頁)には触れない。後で気づいたが、訳者は解題で「特に5章の失業者の意識や感情表現」における「ニュアンスに富む表現ではたびたび難航した」と語っている。より抽象度の高い表現が多い第4、第5章では誤訳可能性は高まるうが、これで勘弁願いたい。以下に便宜上、「誤訳」、「迷訳、不適訳」、「杜撰さ」と題して問題の一端を指摘したい。

### 誤訳さまざま

「類語やそれが使用される具体的シーン、またフランス人特有の表現方法」については、フランスの友人に「説明」してもらった訳者だが、(1)「失業者が、…失業者として認知される」とか、(2)「それ自体で自明な状態」など、「フランス人特有の表現」の読解ではほぼ全滅した。(4)「今日的概念への到達」という創作例は、ある範疇が生生発展するのみならず、やがて分裂(変質)、再編(統合)へと展開していく弁証法的論理(つまり正反合)に思い至らぬ結果であろう。

「ややこしい文章」(と言うほどでもないが)の事例を挙げよう。以後、都留訳を先に掲げる。

(8)「彼ら[失業者]は、自らの意思とはかかわりなく失業へと向かわせられた安定的労働者として、また何の就労の見通しもない貧困者とは異なって、労働市場から排除された経済システムによる失業者とみられるようになった」(訳11)とあるが、驚きだ。「彼ら失業者は、非自発的理由で失業した安定労働者(travailleurs stabilisés)と規定された。その対極にあるのが(en opposition à)不安定労働者(travailleurs instables)であり、かれらは、労働市場からの排除によって自らが選んだ不安定さを終了させるのがふさわしい常習失業者(chômeurs systématiques)と、何ら労働と関わらない貧窮者から成る」(仏8)となる。非自発的理由で職を失った「安定労働者」にのみ失業者資格を限定し、常習失業者と貧窮者は、労働意欲や能力のない「不安定労働者」として労働市場から排除される。この労働者2分論が訳者には理解できない。「不安定労働者」と「常習失業者」との2つのキーワードを消し、その代りに(?)「労働市場から排除された経済システムによる失業者とみられる」の意味不明な創作文で埋め合わせる。訳者の理解は、「貧困者」についての短いフレーズにしか及ばぬようだ。「自らが選んだ不安定さを終了させるのがふさわしい」など dont ; of which, whose でつづく「ややこしい」(?)修飾文は、すべて無視する。

(9)「この施策は、雇用を再確保できる可能性を基準にした失業の定義・体系を横滑り・変化させている。求職活動を確認することを止め、それによって求職活動の実行という失業の概念を一部変容させているのである」(訳21)と頭がクラクラするが、真意はこうだ。「この措置は、失職と求職とに基づいた失業規定を、再就職の可能性に基づいた定義へと移行させるものである。失業という範疇の解体に手を貸すものといえるが、求職者規定のすぐ横で、求職活動とそのチェックを免除する、とのひとつの公認された状況が整えられるからである」(仏15)。後述(13)の高齢者への求職免除規定にかかわるものだが、構文、論理、表現ともに理解不能訳と言わざるをえない。「概念を一部変容させる」と締められても、困惑するのみ。翻訳と呼べようか。

カタカナ語好きの記者だが、「カテゴリー」をここでは「概念」と訳出した。だが独語の Begriff, 仏, 英語の concept の訳語である概念と, Kategorie, catégorie, category の訳語たる範疇とは通例は区別する。概念とは「事物が共通にもつ性質」, 「概略的な像」であり, 範疇とは「同じであると分類・認識される, ひとまとまりに括れる枠組」だからである。範疇と概念との混同は, 第1章の表題「失業 議論のある概念」から始まり, その後頻出する。

(10)「この新しい組織では職業紹介を最優先業務とし, 行政の労働力管理を援助した。国家雇用局およびその地方機関である職業紹介所・ANPEの労働市場に対する介入手段は多様であるが(求人の受け入れ, そのための事業所の組織化, 求職活動のためのオリエンテーション, 実習や職業養成など), その役割は求職者に対応した職業配置が途切れることなく確認されるようにすることである」(訳15)は句読点が少なく読みづらいが, 真意はこうだ。「この新しい組織は, 従来どおりの行政業務は続けるものの, 職業紹介が優先的な使命に掲げられている[出典]。たとえ労働市場に対する公共職業安定所(ANPE)の介入手段が拡大し, 多様化していくとしても, 職業紹介において求職者に向き合う(être le correspondant)との使命は, ゆるぎなく確保されている[出典]」(仏11)

前文では, 「行政の労働力管理を援助」との迷訳はさておき, 叙述の順序が逆転された。訳者は理解不能のフレーズや語句を消し去るだけでなく, 原文の骨格や語法, 語順など, 要するに文法無視の自由訳を好むようだ。後段では「たとえ~であったとしても」(même si)の構文を無視し, 「向き合う」や「使命」という抽象語(?)を落とし, 代わりに(?)ANPEや介入手段について, 原文にはない希薄で不要な, しかし具体的な説明をながながと挿入する。著者の指示によるのではあるまい。行政, 機関, 組織の歴史や規定は, QUID(各年), Robert Laffont に当れば, 正確な事実がすぐ分かる。ANPEの業務内容は, 情報提供や指導・助言, 職業訓練, 統計整備である。ここでのキーワードは, 行政機関が「求職者に向き合う」という「擬人法」(言いたるほどではないが)だが, 案の定これは「対応した職業配置」に「変換」されてしまった(らしい)[出典]が2箇所も欠落する。訳者は総じて, 抽象度の高い(やや)表現や複雑な(やや)論理展開, とくに擬人法(易しい)が理解できず, 安手の言い回しを創作して「変換」に走る傾向がある。

(11)「失業の社会的, 制度的形態への変化は, 個々人の行為とも相互に関係しあう」(訳16) 悪訳(「失業」が「形態」に変化できるか?)だが, 真意はこうだ。「失業にこの社会的, 制度的な形態を与えること(cette mise en forme... du chômage, 小見出しにある「制度化」を指す)は, 個々人の行動と相互に作用しあう」(仏12) (7)「引き裂かれた範疇」から「ともなった事態」へなどと同様に, ニュアンスに富む表現は無味乾燥な語句へと削ぎ落とされてしまう。

(12)「排除は他人の言語で, 声なき人々の世界を形成している」(訳27)とは, 逆に有難そうなメッセージに聞こえるが, 理解不能であろう。「排除は, 他者の言葉で包囲された(invesi par)声なき声の場に境界を定める(délimiter)」(仏18)という, 美しいイメージ表現に他ならない。

(13)「それ[求職活動の免除]は退職年金の受給開始年齢まで失業補償手当の権利を保障する(支給すること)と引きかえに, 失業者に求職を断念させるのである」(訳21)とあるのは, 「この措置は, 失業者が失業手当の受給権を退職年齢に達するまで保障されると引きかえに, 求職を断念するとの取引に基づく」(仏14)でなければならない。「取引」(transaction)という重要な観念

は消し去られ、「退職年金の受給開始年齢まで」の啓蒙的補筆が発動された。

(14)「月末求職という指標を作動」(訳17)との判じ物は、「月末における求職指標の偏差(dérive)」(仏12)となる。傾向線からの逸脱、漂流であり、意識すれば急騰となるのか。

(15)「1946年の憲法は、失業者を即就労可能で求職活動を行っている人々と定義して、今日的な失業概念を作成した。それは国家責任のもとで完全雇用制が確認された時期の定義である」(訳14)とはもっともらしい。だが著者が、このような空虚な叙述で満足するであろうか。案の定、「変換」が判明する。「1946年憲法は、職がなく、かつ職を求めているすべての個人を失業者と定義して、現代的な失業の出現を完成させたが、そのことは、完全雇用の保障が国家の責任だ、と宣言することと対(le pendant)をなすものである」(仏10)となる。「失業の出現を完成」という擬人法は拒否して、あいまいな「変換」を狙ったが、le pendant を前置詞(during, ~の間)と取り違えたために(前置の定冠詞はどうする!)理解閾を超えてしまった。「時期」という「間」と多少は関係のある(全然ないか?)単語を捜して、「変換」に努めたのであろうか。品詞の区別がつかねば辞書も引けまい。また「失業」に直接向き合うのを恐れて、「失業概念」を乱発する。「擬人法への蹉跌」は、以下のように頻出する。

(16)「非労働化する者、また以前が非労働力であった者も事情は同様で、施策によって労働から退出した(または退出していた)ように見える。.....『55歳以上で仕事を喪失した場合には、社会の基準では労働市場からの引退ということになる』[出典]」(訳20-21)は、「これらの施策は、早められた非労働力への参入であるとともに、失業の撤退でもあるように見える。.....『55歳を超えると、失職すれば労働市場から即撤退、が社会的常態になるといえる』[出典]」(仏14)となる。訳書の前段では主語が不在で(先頭語がそうなら格助詞がない)、「また以前が非労働力であった...」の意味不明句(何に対して「また」なのか)が挿入される。他方で「非労働力への参入」であるとともに「失業の撤退」でもある、という擬人法および同等比較(autant que)が分からない。「引退」(retraite 女性)と「撤退, 退出」(retrait 男性)とは、似て非なる別語である。

こうした「高級な」(?)誤訳には、多少は同情の余地があろう。専門書の翻訳には、高度な語学力と学識とが不可欠だからである。だが(1)でみた not only, but also; non seulement, mais aussi や、(16)の同等比較のように、初歩的ミスも頻発する。「ますます」(de plus en plus, more and more)が「徐々に」に、「さらには」(voire, even)が「つまり」に、化ける。

(17)「それ[失業の制度化]は徐々に『職業紹介機関によって失業を公式に再認識させる』[出典]ようになった。このテーゼに基づき、不安定雇用(sous-emploi)も次第に失業と捉えられるようになり、単純に他の仕事がほしいという理由で求職活動を行う人々もANPEではより自発的な求職者とみなされるようになった」(訳17)とあるが、「失業の制度化は...、ますます『職業紹介機関による失業の公認と一体化する』[出典]傾向にあった。この命題に従えば、不完全就業がますます失業とみなされるようになって、職を探しているものは、さらには漠然と就職を望んでいるにすぎぬものでさえ、地元の職業安定所によって熱心な求職者に分類されてしまう」(仏12)でなければならない。訳者は、「失業の制度化が、...失業の公認と一体化する」(s identifier)という擬人法にはついていけない。「さらには」の「せり上げ論理」が理解できず、「地元の」は消えた。

概念の誤りもある。「不安定雇用」(本来は emploi précaire 一時的雇用, の和訳)とは、アルバ

イトなど有期契約を指す質的表現であり、原語（英で *underemployment*）の量的少なさを伝えていない。『ロワイヤル仏和辞典』は「不完全雇用」を掲げるが熟していまい。雇用にこだわるなら「低雇用」とすべきか。摩擦的失業が増えて人手不足になった、高度成長期の叙述である。

(18)「失業の社会的カテゴリーの輪郭・境界が、次に述べるように絶えず揺れ動くようになった」(訳18)とは、「失業の社会的範疇の境界は転移し、さらには曖昧化し続けていく」(仏12)でなければならない。「せり上げ論理」の発動である。

(19)「失業は、今日の社会においては構造的、つまり必然的な状況として考えられている」(訳6)とは、「失業は、現代社会における構造化された、さらには『ごく当たり前の』(naturelle)構成要素 (composante) とみなされている」(仏5)とせり上がるが、「自然」が「必然」に、「構成要素」が「状況」に「変換」されてしまっは...、著者は沈黙してしまおう。

(20)「19世紀に使用言語となった」(訳7)とは「日常語になった」(仏6)であり、

(21)「経済的な危機、すなわち雇用の危機」(訳24)とは「経済的な、いわゆる (dite) 雇用の危機」(仏17)である。

(22)「失業、すなわち雇用を要求することの正当性は社会的に構築される。世論調査 (SOFRES) によると夫が働いている女性が仮に失業中であるならば、80%近くの世論がまさに『そうである』あるいは『そのように考えたほうがよい』としたが、こうした合意・認定は直接的には失業算定の基準にはなりえない。失業の測定とは失業の法的定義化によるのである。また同時に、そこにあらわれる数は社会グループによって意味が違うことも見落とせない。つまり女性よりも男性、労働者よりも管理職における失業が重要視され、労働市場に現れ、雇用を求める正当性には差異があること、これも失業が社会的に構築されてきた証である」(訳35)もチンプンカンプンで、「誤訳迷訳欠陥翻訳」の連鎖といえる。真意はこうだ。「職を求めることの社会的正当性の度合いは、ひとつの社会的産物である。失業の『重み』(gravité)の、したがってその正当性の、表現 (représentation) とは、ある種の社会的特性に応じて変化する。すなわち SOFRES [世論調査機関] の調査によれば、『こうしてたとえば、妻は失業していても夫が働いていれば、回答者の8割近くが、状況は完全に、ないしどちらかといえば、許容しうるとみなしている』[出典]。このような社会的表現が失業の登録基準に直接盛り込まれることはないにせよ、失業の測定が正当なる失業の定義であり、また労働市場に登場して強く職を求めるというこの正当性が、社会集団ごとに異なっているとの事実、に、変わりない」(仏23)となる。

「失業、すなわち雇用を要求すること」や「失業の測定とは失業の法的定義化による」とは驚きだが、「80%近くの世論がまさに『そうである』、あるいは『そのように考えたほうがよい』としたが」は悪訳だ。引用なのに引用符も出典もなく、時制も誤り。とりわけ「度合い」や「たとえば」の語句が、さらには「失業の重み.....変化する」の文章全体が忽然と消えてしまった。加筆・削除権の行使か。この一文を欠けば後段との論理展開が切断されるゆえ、著者は到底同意すまい。欠落は「つまり女性よりも男性、労働者よりも管理職における失業が重要視され、労働市場に現れ、雇用を求める正当性には差異があること」の不明文で埋める。驚きの連続ではある。

(23)「賃労働者 - 雇主関係という労働関係は、生産メカニズムの合理化にしたがって体系化されていった」(訳8)とはもっともらしいが、これも「超訳」である。「賃労働者 - 雇主関係のなか

での労働諸関係を法的に規定することは、工業生産の合理化と機械化とをともなうものである」(仏6)となる。まず主語は「～のなかでの労働諸関係の法的規定」であるが、訳者は意識のつもりらしい。述語では、「工業生産」「合理化」「機械化」の3者関係に理解が及ばぬために、「機械化」(mécanisation)を「メカニズム」(mécanisme)とこじつけて(その意識さえなく?)、独創的な「変換」に及んだのであろう。生産過程が近代化(合理化, 機械化)すると、労使関係も変化し、法の定義を引きなおす必要に迫られる、という平明な論理である。統辞論 syntax, つまり単語の語順や語句間の構造を無視すれば「超訳」になる。

### 迷訳, 不適訳はつきず

誤訳までいかずとも(ほとんど誤訳と共生するが), 迷訳, 不適訳も続出する。翻訳書の冒頭には通例, 訳業のルールを謳った「凡例」がある。多岐にわたらなければ, 本稿のようにフォントや挿入, 注記などの指示を摘記してもいい。だが都留訳には一切ルールが示されず, 訳者は勝手仕放題のようだ。シンタックスや文体無視の恣意的訳文が随所に増殖する。(7)「堅く安定した」が「安定した堅い」と逆転し(ケアレスミス?), (2)の原文の括弧は勝手に開かれる。他方で, 文意不明で内容空疎な創作文の補筆・挿入が頻発する。「テクストクリティーク」(Textkritik 原典批判)という語があるが, 知の作業の揺るがせぬ原点ではなかったか。

(24)「長期失業は、一時的な雇用剥奪という失業から失業の輪郭を変え、現代的な内実・性格を付け加えた。それでも、実際は混沌としており縁辺的な性格にとどまっている。なぜならば、他のカテゴリーは労働市場の境界線、つまり非労働力との境界線上に据えられているが、長期失業は新しいカテゴリーとして相対的な自立化であり、従来の失業の質とはどのように違うのかはいまだに定かでないからである[出典]」(訳24)と、評者には全文これ「定かでない」。「失業から失業の輪郭を変え」とはどうするのか。「現代的な内実・性格」とは何か。「労働市場の境界線、つまり非労働力との境界線上に」とは、なにが「つまり」なのか。デリダに倣って「テクストの脱構築」に走ったのだろうか。真意はこうだ。「長期失業は、職の一時的かつ非自発的な喪失、という現代的意味での失業の境界線を引きなおす(redessiner)が、その修正は、限界的なものにとどまっている。なぜならそれは、新たな範疇の相対的自立化という形をとるが(se traduire par), それと失業の範疇との関係は、従って曖昧かつ不明瞭のままに留まるからである[出典]。他にいくつかの範疇が、労働市場と非労働力との間の境界上に登場した」(仏17)。

テーゼやカテゴリーをはじめ、ライトモチーフ、ファクター、レンジ、プロフィール、リアクション、ラディカル、バイアス、ダイアログ、フレキシブル、ルーティーンワークとカタカナ語の氾濫である。「統計ソース」(訳44)、「スティグマの刻印」(訳70)、「ポジションが連続している生活歴のダイナミズム」(訳76)「雇用主のロジック」(訳88)、「コンタクトの効果」(訳119)、「ダイレクトにいたらない」(訳121)、「アンガージュ意識」(訳139)と独特な感性だが、これはどうか。

(25)「この意味で、失業者の行政的カテゴリー化としての失業の制度的な体系化は、何よりも、就労しないのではないかという懸念のある人々への社会的コントロールという形をとった」(訳15)とベタ直訳で、「化」が偏愛される。「名詞は動詞に、動詞は名詞に」の翻訳のコツを活せばこうなる。「この意味で、失業者を行政上いかなる範疇に区分するかを定めた失業規定は、何よりも、

働こうとせずに不安を与えているものたちの、社会的管理，という形をとる」(仏11)。

(26)「このパースペクティブは、公的施策の役割はより複雑であり、雇用確保率を失業対策評価の中心基準とする『国家の協約』[出典]、すなわち法や施策の目的だけを見ればすむわけではないということである」(訳121)はどうか。「このような見地にたてば、公的施策の役割は就業率を失業対策の中心的な評価基準に定めた『国家協約』[出典]の想定している以上に複雑だ、という事実がわかる」(仏86)となる。カタカナ語を眺めたら、案の定、悪文(「は」が2つ)以外に、「想定している以上に複雑だ」の虚辞入り倒置比較級文がカットされていた。「すなわち法や施策の目的だけを見ればすむわけではないということである」は挿入だが、一体どういうことなのか。

フランスに「特有な表現」、たとえば「コミュニケーション」(訳94)や「アソシエーション」(訳96、仏語ではアソシアシオンだ!)を、なぜ「市町村」や「非営利団体」(後述)と訳出しないのか。訳者の無知ゆえではあるまい。読者はフランスの専門家のみと想定したのか。

(4)や(23)、(25)の「法体系化」、「体系化」は訳書の随所に顔を出す機械訳だが、キーワードとなる重要な概念である。原語は codification (英、仏ともに) であり、辞書にはコード化、法体系化、法典編纂などの訳語が見つかる。たとえば慣習法や民間協約などを公的に認知し、法体系化、法典編纂をはかる場合である。本書では失業を法的にどう定義し、それが時代とともにどう変化していくかが論じられており、成文化、法令化、法制化、法典化などが適訳であろう。訳者は、「法的に体系化された『失業』」(訳14)や「失業者の求職者としての体系化」(訳16)で理解可能と判断したのであろうか。「法的に定義された失業」あるいは「法に規定された失業」、「失業者の求職者としての法規定」などとすればすっきり頭に入ろう。理解困難な原語に、理解不能な訳語を機械的に当てはめては、判じ物にしか映るまい。辞書での下調べの問題例をもう一つ。

(27)『新しい貧困者』は、明確な境界で引かれた状況を示すのではなく、1つの雑多な (fourre-tout) カテゴリーであり、そして何よりも『新しい貧困』はまったく伝統的な貧困とは相対する、対照的な貧困であるという主張である[出典]」(訳24~25)は、「貧困者」(ヒト)が「状況」(モノ)とされ(擬人法の逆だ!)、「主張である」の主語が不在、[出典]の位置も間違いという欠陥訳だが、「雑多なカテゴリー」も不適訳である。「新しい貧困」とは明確な境界が引かれた状況を指すのではなく、『ごた混ぜ』の範疇[出典]であり、なにより伝統的な貧困とは対立する」(仏17)となる。fourre-tout は LAROUSSEなどを引けば、「ガラクタ入れ」「ごった煮」とわかる。

他方で訳者は、ことばの多義性にたじろぐと不思議な対応に走る。「弱さ (vulnérabilité)」(訳65)のように原語の挿入が大量にみられるが、一貫性がなく恣意的である。この例ではご丁寧に、仏語のカタカナ読みのルビまで振ってくれる。読者に必要なのか。逆に「法的カテゴリーは最近の発明 (invention)」(訳7、ルビなし)は、アナロジーへの自信のなささと読める。invention など誰でも知っていよう。(13)「保障する(支給する)」などの重ね訳が多く、黒ボツを挟んだ重ね書きがおびただしい。(9)「定義・体系を横滑り・変化」とすさまじいが、「規定を移行」に、(18)「輪郭・境界」はどちらか一つ、(22)「合意・認定」は「表現」にすべきで、(24)「内実・性格」はたんに「意味」である。他に「組織・工場」(訳8)、「規模・程度」(訳10)、「制度・機関」(訳13)、「姿勢・行為」(訳16)、「イニシアティブ・判断」(訳17)、「モチベーション・積極性」(訳105)、「行動論拠・ロジック」(訳113)、「ダイアログ・関係性」(訳144)と眩暈を催す。

すでにみた「概念と範疇」との混同、「不安定雇用」の誤訳、「失業の法体系化」の迷訳にみるように、専門用語の把握や訳出での問題も少なくない。(6)「雇用確保力」(employabilité, employability)や(26)「雇用確保率」(taux d'emploi, employment rate)とは苦肉の策と分かるが(厚生労働省『海外情勢白書』で雇用可能性などと訳出)、最近の研究サーベイを惜しまなければ、「就業能力」や「就業率」という定訳(に近い)が見つかる。多賀出版の『英和経済学用語辞典』では「雇用率」を採り、新聞にも散見されるがなお熟してはいない。

定訳が「職業訓練」である formation (professionnelle) だが、フランスの「状況」を知悉している訳者はこれを「不適切」だとして退け、「職業養成実習」「職業基礎教育」などと訳出する旨宣言する(解説注1)。機械訳からの脱却は結構だが、この企てはいただけない。職業訓練に限らず、およそ制度や範疇、概念などは、国や時代を超えて同一のはずはない。個別具体的な多様な事例から、一般的で共通な性格や法則、事象を抽出する抽象化作業が帰納的推論とよばれ、科学方法論の一つである(逆が演繹的論理)。個別具体性にこだわる訳語は煩瑣を生むばかりか、国際比較を拒絶する。違いは注記に譲り、定訳に従うべきだ。

たとえばフランスの「社会保障」(sécurité sociale)は、日本に比べて狭義の概念であり、社会扶助を含む広義のものとしては「社会保護」(protection sociale)が使われる(最近 EU へも浸透)だが日本では、専門家は「社会保障」で叙述する(評者も寄稿した社会保障・人口問題研究所の共同研究,(99)『先進国の社会保障6 フランス』東大出版会をみよ)。訳者は「社会保護(社会保障)」(訳28)や、「社会保護の権利」(訳29)と訳出するが、注も原語も付さない。

第4章で(たとえば図4)雇用対策の支出対象が、例の「職業養成実習」となると「商業セクター雇用」、「非商業セクター雇用」に3分されるが、唐突であり、誤訳だ。「職業訓練」は措いて、他の2項は「民間部門の雇用」、「非民間部門の雇用」とすべきである。原語 emplois marchands, non marchands とは、「販売される、されない雇用」の意である。後者は「公的・準公的部門の雇用」を指し、中央・地方政府と国営企業の他、後述の「社会的経済」部門が加わる。

(28)「第3の介入モデルは、非商品セクターすなわちアソシエーション領域の社会経済(économie sociale),そして自治体における中間的な(仲介的な)就労であり、最も多いのは公共的利益をもたらす就労を創出する方式である」(訳96)とこれまた難解だ。真意は、「第3の介入方式(modalité)とは、社会的経済と地方自治体とから成る非民間部門における、さまざまな就業形態を結集するものであり、そのほとんどが一般利益を指向する中間的活動[公共と民間との間の]の創出に他ならない」(仏69)となる。modalité の「モデル」への誤訳の他に、なじみの浅い「社会的経済」が、「非商品セクターすなわちアソシエーション領域」と判じ物の創作挿入で片付けられてはたまらない。経済活動を行う協同組合、共済組合(健保と保険)、それに NPO, NGO などの「非営利・社会貢献型の団体・社団」の総体を指す。1901年法で association と規定され、反対概念がいわゆる営利会社 société である(山口俊夫編(02)『フランス法辞典』東大出版会)。「社会的経済」の考えは、19世紀末に産業革命に抗してフランスで生まれ、世紀末には政府、産業界、知識人(レオン・ワルラスやシャルル・ジード)の強い支持を得たがやがて忘れ去られた。1990年代を迎え、計画経済の失敗とネオ・リベラリズムやグローバル化の急進とをうけ、仏、欧で注目され始めた。資本の支配を受けず、各成員間で平等、利潤・収益配分を制限が共通項

である (*Problèmes Politiques et Sociaux*, No.798, 27 fév. 1998, *L Economie sociale: un secteur d'avenir*)。「中間的活動」とは準公務員の活動を指し、学校・社会教育、介護・社会福祉、交通安全、スポーツ指導、土地改良などの分野での補助的補完的仕事を意味しよう。

訳者は小難しい表現を好むようだ。「失業補償手当が欠如」(訳13)は「失業手当がもらえない」で、「地位剥奪 (*disqualification*)」(訳19)は「労働市場からの退場」ではどうか。「雇用剥奪」の機械訳を好むが、「雇用喪失」や「職を奪われること」ではどうか。priver, privation は奪う、奪取、剥奪の強い意味があるが、辞書には不足、欠乏、喪失という弱い意味もみつかう。機械訳では齟齬をきたそう。(9)「失職と求職とに基づいた失業規定」とすべきで、行政上の法規定に剥奪、奪取という価値観の混入はなじまない。訳者もここで「雇用剥奪」では違和感を持ったのであろう、この語を消して誤訳を重ねた。訳者の語感を疑わしめる例は他にも多い。「エセ失業者」(訳14)は「ニセ失業者」とすべきだ。エセとは、「本物のように見せかける」という悪意を含む。(3)「表現」(*expression*)を「表象」などとしゃれると、誤訳する。表象とは、イメージやシンボル、哲学用語で「意識の中に現れる観念」などの意である。「アンチ選別的」(訳108)となると...とほほ。

(29)「排除という用語・概念は、何よりも政治上の発言・論議において使用されている。それは進行中の社会変動の原点を理解させてくれるのだろうか。また、『排除』の概念は有効な社会改良に貢献できるのだろうか。本当の意味でそれは真剣に議論されてる[ママ]カテゴリーではなく、科学者、社会学者、歴史家が明確にすべき課題が多々残されている。明確な客観的な説明もなく、調査によって排除された人々自身の証言、そして証明もされていない、このカテゴリーの有効性はどこにあるのだろうか。今のところ、社会学における失業研究では、社会構造において『排除』の位置を定めるには困難を抱えているのである」(訳27)とあるが、全文これ超訳といえる。著者の本意はこうだ。「こうして排除とは、なによりもひとつの政治的言説の範疇として機能しているのではないか。現在進行中の社会的諸変化の起源を理解させ、有効な救済策を予見するのに参与しているのではないか。この議論は、本格的にはまだ始まってはいない。科学者、社会学者、とりわけ歴史家は、明確で『客観的な』解釈と立証された『主観的な』弁明とを欠くこの範疇について、その妥当性は何かを明確にすべきであろう[出典]失業に関する社会学の言説はこうして、社会構造のなかに排除の位置を定めようとして、多くの困難に遭遇している」(仏18~19)

さて *discours* だが、具体的な場面では「発言・論議」でもいい。だが知的活動のレベルでは、ソシュール言語学の影響を受けて「言説」とする。不適訳例確認のために原文を眺めると、案の定、「誤訳迷訳欠陥翻訳」の山が現われる。第1文では、冒頭の「こうして」が消え、疑問文が断定文へと変身する。原文は倒置文だが、破格にもピリオド止めである。訳者は気づかなかったが、倒置第2文末尾の疑問符が、第1文をも受けているのだ。なお訳文では「排除」が3箇所ある(拙訳では2回)が、原文では冒頭のみで強調形ではない。だが訳者には抽象度が高すぎたらしく、2箇所を括弧で囲んだ。抜けた初出は、ケアレスミスらしい。[出典]が欠けている。

訳者は加筆権を駆使して(?)、(22)「まさに」と力説し、(3)「従来の社会学調査・研究において」、(7)「本書ですでに述べたように」、(18)「次に述べるように」とか、(7)「従来の研究とは異なり」などの挿入を多用する。先にみた(10)(求人を受け入れ、そのための事業所の組織化、求職活動のためのオリエンテーション、実習や職業養成など)の挿入も、理解困難(事業所の組織化

とは何か)で安易な補筆に過ぎまい。訳注なしの専門書とはユニークだが、読者に必要なら思いつきによらず、*QUID*など参考文献できちんと調べて訳注として提供すべきだろう。

ともあれテキストクリティーク、すなわち可能な限り一字一句揺るがすことなく(形式的な1対1でなく、等価な形で)原文や著者の意思を伝えようとする努力こそが、翻訳の原理原則でなければならぬ。翻訳に限らず、対象(文章)への敬虔な姿勢が、研究者の基本であるべきだ。

### 驚きの杜撰さ

専門用語では、なお重大な難点が残る。戦後フランスを彩る最大の特性は「ディリジズム」(官僚統制より、国家指導主義とすべき)にあるが、訳者はこの重要性を理解していない。

(30)「第2次大戦の解放時には、国家管理は労働力管理のためにも必要とされ」(訳15)とあるが、「戦後、労働力管理に関して、ディリジズム(国家指導主義)の考え方(conception dirigiste)が適用されるようになる」(仏10)のはずだ。

(31)「以上の概念は、無期限雇用契約による終身の雇用を基準にして作成されている」(訳28)は、「こうした見方(conception, 前文同様に概念 concept より幅広い意味)は、無期限雇用契約が規定する、永続的な雇用(emploi permanent)との距離をめぐって形成される」(仏19)となる。「距離をめぐって」が無味乾燥な「基準にして」へと削ぎ落とされたが、「終身の雇用」とは何か。「的」が付こうが、終身雇用制(仏訳は emploi à vie)とは日本に特有の制度ではなかったか。

杜撰さは多岐にわたるが、まず[出典]についてである。主として第2章冒頭までを検討したわずかに40頁足らずのなかに、評者が気付いた箇所だけでも12に達する。[出典]の欠落例が、訳書の9, 14, (10)の15×2, 21, (29)の27, 33, (22)の35の各頁(仏7, 10, 11×2, 15, 18, 22, 23)の8箇所、位置が誤っている例が9, (24)の24, (27)の25, 28の各頁(仏7, 17×2, 19)の4箇所にのぼり、異常な多さである。あとで気づいたが、「4分の1ほど相談のうえで削除した」(解題注5)という。なぜか。重要不可欠の情報ではないか。

(8), (22), (23), (24), (25)のように動詞の時制の誤りも少なくない。

訳者は琴線に触れると(?),勝手に単語を括弧で括り、強調形に直す。第1章の見出し分だけでも、大小合わせて合計21のうち4箇所にのぼる。勝手に強調形にされてしまった単語は、「労働なし、雇用なし」「失業」「長期失業者」「新しい貧困」「排除」などである。加えて「失業の制度化」(訳16)という小見出しでは疑問符が忘れられ、「『エセ失業者』の諸形態」(訳18)では単数が正しい。著者が研究書名のイタリックをはずして地の文にし、これを列挙して失業研究の主題を説こうとしたとき(仏20)、訳者は勝手に括弧を戻し、「失業の発見(発明 invention の誤り)」「失業の起源」「失業の誕生」とした(訳29)。逆に(27)「雑多なカテゴリー」では、括弧をはずした。

第5章の表題「失業のなかで生きて、生き抜く」(Vivre et exister en chômage, 生きて、生存する、が直訳)は「失業の中で生きる」に、また小見出しの「失業はどこにあり、失業者はどこにいるのか」(仏19)が「失業、失業者はどこに位置づけられるのか」(訳27)に「変換」された。

### 結 び

「『失業』とは、特定状況をカテゴリー化した1つの表現法である」(訳6)と訳書はいう。理解

できる読者は、...ひとりとしていなかろう。著者は、「失業とはある種の状況を語り、区分し、範疇化するひとつの方法である」(仏5)と言っているのだから。「AとはBであり、Cであり、Dである」という、単語も構文も時制もごく平明な文章である。ある種の美さえたえ、深い洞察を感じ取れる。これを勝手に「変換」してしまう訳者とは、一体誰か。語学力はともかくその謎を解くカギは、訳者による「擬人法への蹉跌」にある。「抽象化への拒否反応」といってもいい。

上智大学の別宮貞徳氏は2000年半ばまで4半世紀にわたり、雑誌『翻訳の世界』に毎号、「欠陥翻訳時評」を連載されて世の翻訳家先生方の心肝を寒からしめ、貴重な成果をもたらした。その一部は文藝春秋社から『誤訳迷訳欠陥翻訳・正統』1981~83年として出版された。翻訳・誤訳論の労作は、他にも多数ある。たとえその1冊にでも触れていれば、語学力や専門知識、論理性、また感性によほどの自信がなければ、とても翻訳などという冒険には手を出そうとはしまい。だが「誤訳迷訳欠陥翻訳」は相変わらず再生産されていく。監視の甘い英語以外がひどいらしい。いずれ、ゆとり教育の悪影響も、翻訳の世界にまで及んで来よう。事態の改善、あるいは悪化の抑制(?)のためには、関係者が勇を鼓して、誤訳を糾す努力を続けていくより仕方あるまい。

評者も若き日に何冊か翻訳に手を染め、恥ずかしながら誤訳もした(チャタム・ハウスを無知ゆえに、チャサム・ハウスと音訳した!)。にもかかわらず貴重な紙面を承知の上で、また他者から恨まれる苦痛を忍んで、あえて翻訳批判をすすめようとしたのは、なにより異国にある著者の無念(事実を知ったら、きっと)を想い、読者の犠牲(1冊2600円ゆえに、きっと)をこれ以上増やさまいと願い、また国際比較研究に不可欠な専門訳書の質の確保に資したいと期したからである。

訳者と、とりわけ編集者、出版社には、真摯な対応をはかられるよう心から祈りたい。編集者はよき訳者を探し遭遇し、最初の読者として訳業に接する。訳稿を批判的に読み、入稿し、校正を重ね、世に送り出す。さてこの訳業についてだが、長い道程を歩んできて一切疑問は湧かなかつたのであろうか。原文との比較対照や「誤訳迷訳欠陥翻訳」のチェック、とまどいはずとも日本語表現だけからみても、不安を感じなかつたのであろうか。同僚編集者や上司との意見交換、さらには専門家の判断を仰ぐなど、努力はなされたのであろうか。書肆は、社会政策学会の学会誌を出版し、訳者の著書を含む多くの専門書を世に問うてきた、尊敬すべき老舗のはずである。

小西翻訳賞やポール・クローデル賞のように、優秀な仏和、和仏の翻訳を顕彰する仕組みはある。だが問題翻訳のチェックも、それに劣らず重要といえる。フランス著作権事務所による監視や、フランス語擁護を重要な使命に掲げるフランス大使館による指導性、また文化系仏政府給費留学生の会(ABC)の創造力などにも期待したい。何より、日本の事情に疎いであろう、そして悲惨な被害にあってしまった(はずの)著者に対して、「人権」あるいは「著作権」の救済が急務に思える。関係学会をも含めた、関係者、関係機関の勇氣ある対応を待ちたい。評者の螻蛄の斧もまた、これへのささやかな連帯と受け取って欲しい。

ドマジエール他著、都留民子監訳(2003)『行動する失業者』法律文化社の新刊広告が、本誌2003年5月号(534号)に掲載された。

(おさべ・しげやす 法政大学経済学部教授)